

神奈川県発達障害支援体制推進事業実施要綱

(目的)

第1条 神奈川県発達障害支援体制推進事業（以下、「事業」という。）は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）（以下、「支援法」という。）第2条第1項に規定する発達障害（以下、「発達障害」という。）を有する児者に対して、支援法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体等との各分野の連携を通じて、ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り支援を行うことにより、発達障害を有する児者及びその家族の福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、神奈川県とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、支援法第2条第2項に規定する「発達障害児」及び「発達障害者」（以下、「発達障害児者」という。）とする。

(対象地域)

第4条 事業の対象地域は、横浜市、川崎市及び相模原市を除く神奈川県内の市町村（以下、「県域」という。）とする。

(実施体制)

第5条 次条に定める事業の実施のため、神奈川県立中井やまゆり園内に、神奈川県発達障害支援センター「かながわ^{エス}A」（以下センターという）を設置し、センターがその業務にあたることとする。なお、センター本部を中井やまゆり園とし、総合療育相談センター内に相談室を設置して一体的な運営を行うこととする。

2 事業の実施にあたっては、必要に応じ発達障害児者の支援に精通した民間有識者等スーパーバイザーの助言を得ることとする。

(事業)

第6条 センター事業運営計画に基づき下記事業を実施する。

(1) 相談支援事業

- ア 本人や家族の日常生活全般に関わる相談支援（相談専用電話、ファクシミリ、電子メール等にて対応）
- イ 利用可能な福祉制度や利用手続き、相談内容に応じた関係機関等の紹介

(2) 個別支援事業（就労支援、発達支援）

（就労支援）

- ア 就労意欲がありながら障害特性のために就職及び職場定着が難しい人への就労支援
- イ ハローワーク等就労支援関係機関等との就労支援のネットワークの構築
- ウ 雇用事業所等に対するコンサルテーションや就労支援等に役立つ関係機関の紹介

（発達支援）

- ア 必要に応じて心理・発達検査、アセスメントツール等による客観的な発達評価の実施
- イ 余暇の過ごし方、コミュニケーション手段の獲得、不適応行動への対応等の助言
- ウ 特性に応じた発達支援プログラム（発達支援計画）の作成
- エ 発達支援を通じた地域の支援機関との連携、ネットワークの構築

(3) 普及啓発・研修事業

（普及啓発）

- ア 自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間における関係機関への協力及び啓発イベントの開催
- イ パンフレットやインターネットホームページ等の作成
- ウ 公開講座の開催
- エ センター職員の研修講師派遣

（研修）

- ア 支援技術習得研修及び発達障害者地域支援マネージャー養成研修の開催
- イ 地域における中核的相談窓口機関と連携した対応困難な事例に関する研修の開催

(4) 支援体制整備事業

下記事業（ア～オ）を実施することにより発達障害にかかる地域支援体制の構築を図る。

- ア 発達障害サポートネットワーク推進協議会の開催
- イ 発達障害者地域支援マネージャーの配置
- ウ コンサルテーションの実施
- エ 地域ネットワークの形成
- オ 家族支援事業の実施

(5) 一時保護事業

発達障害児者で夜間等の緊急時や行動障害で一時的な保護が必要となった場合の一時保護の実施

(機関連携)

第7条 センターの運営、事業展開にあたっては、関係機関との連携を十分に配慮して行うこととする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。